

- 保健事業について -

1. 特定健診・特定保健指導事業

糖尿病等の生活習慣病の有病者やその予備軍を減少させることを目的とし、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。特定健診の結果をもとに生活改善の必要レベルを判定して「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」の3つのグループ分けを行い、メタボリックシンドロームまたはその予備軍に該当した方には保健指導を実施します。

対象者

40歳～74歳の方（年度中に40歳になる方を含みます）。
年度中に75歳に到達する方は、誕生日の前日まで受けられます。

受診方法

- ①第1種組合員あてに4月1日時点の加入者の受診券を5月中に一斉発送します。
※ 4月1日以降に加入届を提出された方は、提出月の翌月末頃に受診券をお送りします。
- ②受診券がお手元に届いた後、受診する施設をご予約ください。
※ 健診等実施機関一覧は第1種組合員（事業所）あてに1部送付します。
健診等実施機関一覧は（公財）新潟県健康づくり財団のホームページ (<https://www.nhf.or.jp/concerned/healthcheckb.html> : 特定健診のページ 実施機関) にも掲載しています。
- ③受診の際には「受診券」「被保険者証」「質問票（受診券発送時に同封）」をご持参ください。
※ 当組合が発行する受診券は、特定健診受診当日に保健指導の初回面接が受けられる受診券（=セット券）です。健診当日に健診機関側から初回面接の案内があった際には、そのままご受診ください。

健診項目

「基本的な健診項目（法定）」は全員に実施します。特定健診を実施する健診機関等が所在する市町村や受託方法によって異なる場合がありますのでご注意ください。

<基本的な健診項目（法定）>

検査名	健診項目	独自項目 (法定外)
質問項目	問診（既往歴・服薬歴 〔①血圧、②血糖、③脂質〕 喫煙の有無）	
身体計測	身長、体重、B M I、 腹囲（①実測、②自己判定、③自己申告）	
理学的検査	身体診察（自覚症状及び他覚症状の有無）	
血圧測定	収縮期血圧及び 拡張期血圧（①1回目、②2回目、③平均値）	
尿検査	尿糖、尿蛋白	尿潜血
脂質検査	中性脂肪、H D Lコレステロール、 L D Lコレステロールまたは N o n - H D Lコレステロール（注1）	総コレステロール
肝機能検査	A S T、A L T、γ-G T	
腎機能検査		血清クレアチニン
血糖検査	H b A 1 c 又は空腹時血糖	（注2）参照

（注1）脂質検査については中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合、L D Lコレステロールに代えて、N o n - H D Lコレステロール（総コレステロールからH D Lコレステロールを除いたもの）で評価することができます。

（注2）H b A 1 c 検査を選択する場合は、空腹時又は随時血糖が法定外項目となります。また、空腹時血糖を選択する場合は、H b A 1 c 検査が法定外項目となります。

<医師が必要と認めた場合に実施する検査項目／下記①②>

①特定健診における詳細な健診項目

貧血検査（赤血球、血色素量、ヘマトクリット値）、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン及びe G F R

②特定健診以外の健診項目 → 追加健診項目（オプション検査項目）

血清尿酸、血清総蛋白

特定保健指導について

特定健診の結果に基づいて「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」の3つのグループ分け（階層化）が行われ、生活改善の必要レベルを判定します。

保健指導の実施が可能な健診機関を受診して、特定健診同日に保健指導の対象と判断された方は同日に初回面接を受けることができます。

後日、階層化を行った結果、保健指導の対象となった方で、かつ同日の初回面接を受けることができなかつた方には保健指導利用券等をお送りしますので、保健指導の利用をご検討ください。

自家健診について

特定健診・特定保健指導とも、被保険者が自身の所属する医療機関で受けることを認めています。

ただし、第1種組合員（医師）が自身を健診すること（自己健診）は認められませんので、第1種組合員の自家健診についてはご注意ください。

特定健診・特定保健指導の費用について

特定健診にかかる費用（医師が必要と認めた場合に実施する検査項目含む）および保健指導にかかる費用は組合で全額負担します。

2. 人間ドック助成事業

人間ドックを受診した際に3万円を上限とした費用助成を行います。

なお、人間ドックを受診する際には、合わせて特定健診もご受診ください（受診券をご利用ください）。

対象者

- ・40歳以上の被保険者
- ・40歳未満の第1種組合員（医師）とその配偶者

受診方法

- ・契約施設一覧から施設を探し、受診日を予約してください。

助成方法について

契約施設で受診した場合、窓口での支払い時、あらかじめ助成額を差し引いた金額が請求（現物給付）されるため還付請求等の手続きは不要です。

契約施設以外で人間ドックを受診した場合には一旦、窓口で健診料全額をお支払いいただいた後、請求様式に領収書等を添付して組合あてに助成費の還付請求を行ってください（特定健診部分については特定健診受診券をご利用いただいて構いません）。